

伊 監 第 7 0 号  
令和元年 6 月 20 日  
(2019 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

### 財政援助団体等監査（フォローアップ）結果報告

地方自治法第199条第7項の規定により、前回の財政援助団体等監査の指摘事項に対する措置状況について実施した監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

財政援助団体

伊丹市職員厚生会
----------

所管部局

総務部	人材育成室	研修厚生課
-----	-------	-------

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（フォローアップ）（地方自治法第199条第7項による監査）

## 第2 監査の対象

本市の監査結果において指摘を行う事項については、監査リスクの観点から分類し、初歩的な誤りで改めるべきものは口頭で指導を行い、改善を要するものについては文書による指摘を行い、その各々について改善措置の報告を受けています。

改善措置については、すぐに改善できるものと対応に時間を要するものがあるため、原則として監査実施2年以内の年度において、指摘事項に対する措置状況を確認し、改善が認められない事項については改善への取組みを促し、監査の実効性を高めることを目的として計画的にフォローアップ監査を実施します。

本監査は、平成29(2017)年度に財政援助団体等監査を実施した伊丹市職員厚生会及び所管部局である総務部人材育成室研修厚生課に対して、監査を実施しました。

## 第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務について	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金等財政的援助の法的根拠は適正か。</li><li>・補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。</li><li>・補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。</li><li>・補助金等の額の算定・交付方法、時期、手続等は適正か。</li><li>・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。</li><li>・精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</li><li>・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</li><li>・補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</li></ul>
② 財政援助団体の事務について	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。</li><li>・事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。</li><li>・補助金等に関する出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。</li><li>・補助金の目的外流用はないか。</li><li>・精算報告は適正に行われているか。精算の時期は適切か。</li></ul>

なお、監査対象ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

## 第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、前回監査の指摘事項に対する措置状況の報告を受け、関

係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて財政援助団体及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは財政援助団体及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な監査方法により実施しました。

## **第5 監査の日程**

平成31年(2019年)4月3日～令和元年(2019年)5月29日

## **第6 監査の結果**

監査の結果、監査対象とした前回監査において口頭で指導した事項については、全て改善されていました。